

## 入札説明書に関する質問回答書

「とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事及び包括的業務委託事業（第三期）」入札説明書等に関する質問について、次のとおり回答します。

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
1	入札説明書	2  31	1. 用語の定義 「不可抗力」  資料2 リスク分担表 共通 不可抗力リスク	ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症等に起因する遅延、増加費用は不可抗力と考え、リスク分担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	通常予見できない暴動（戦争）や未知の疫病・感染症は不可抗力に含まれますが、ご質問の内容は既知であり、対応が可能であると考えられますので、基本的には含みません。なお、国等から通知があった場合は協議によるものとします。また、不可抗力に関する費用負担の考え方は、運営業務委託契約書（案）第67条に示すとおりです。
2	入札説明書	19	4.3 (10) 1) 提案書作成要領	CD-ROMで提出する電子データについて、第17号様式（エクセル）以外はPDFで提出してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	入札説明書	20	4.3 (10) 6) 入札書記載要領	第17号様式 事業費内訳書は入札書（第16号様式）と共に封かんして提出するのでしょうか。また、共に封かんする場合、当該封筒を角型2号封筒としてもよろしいでしょうか。	第17号様式 事業費内訳書は入札書（第16号様式）と共に封かんして提出ください。また、当該封筒は角型2号封筒も可とします。

4	入札説明書	24	5.1 (3) 売電収入	売電収入に関し、提案した余剰電力量を超過達成した場合について、余剰電力量最大化に対する事業者のインセンティブとして事業者収入としてはいただけませんか。	売電収入については入札説明書に記載のとおりですが、加点審査における審査項目及び配点2.(2)キで技術提案を評価します。
5	入札説明書	24	5.1 (4) 資源化物の売却による収入	基幹改良工事で発生した撤去品は、受注者の自由処分としてよろしいでしょうか。	自由処分としてよいですが、工事に伴い発生する資源物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適切に処分してください。また、処分先から発行される計量伝票等で処分量等を発注者に報告してください。
6	入札説明書	32	資料2 リスク分担表 基幹改良工事	最近の社会情勢により工事に必要な資機材(特に電機品)が長納期化しており、工事期間内の完工が困難な状況です。特に初年度に計画を予定している工事は本工事契約前に先行して資機材を発注しなければ間に合いません。また、次年度に調整することもできません。資機材の先行手配後、結果として失注となれば応札者として大きな損失になりますので、このリスクに対する負担を貴市が引き継ぐなどの対応は可能でしょうか。	契約前に質問にあるリスクを発注者が負担することはできません。
7	入札説明書	32	資料2 リスク分担表 基幹改良工事 工事遅延リスク	最近の社会情勢に見られる、部品納期の遅延などが要因となり工事工程に変更が生じ、交付金	工期の延長、変更等は、建設工事請負契約約款第23条、第24条、第25条によるものとします。

				対象となる工程を含め、年度毎の出来高が達成できない場合、又は工期に遅延が生じる場合も「不可抗力」とみなされ、受注者の責とならないという理解でよろしいでしょうか。	
8	入札説明書	32	資料2 リスク分担表 運営 施設損傷リスク	リサイクルプラザではリチウムイオン電池に起因した火災が発生し、運転に支障をきたすことが想定されますが、善良な管理者の注意をもってしても頻繁に発生し、限界を超えて見逃した場合、施設全体に損傷を与える大火災になる恐れもあります。その場合は、貴市の責と考えてよろしいでしょうか。また、設備面の対策のみでこのリスクを排除することは不可能と考えております。貴市として抜本的な対策を講じる計画はあるのでしょうか。	ご質問にある事態が発生した場合は、発生原因及び帰責事由を調査し工事目的物に係る部分は建設工事請負契約書、運營業務に係る部分は運營業務委託契約書に基づき協議し適切な措置を講じるものとします。
9	要求水準書 (工事編)	1-2	第1章 第1節 6 2) (4) 外部委託処理費用	最近の社会情勢に見られる、部品納期の遅延などが要因となり、外部委託処理が発生した場合の費用は不可抗力として受注者の負担にならないと考えてよろしいでしょうか。	当該要因による外部委託処理の費用負担については、発注者と受注者の協議により決定します。

10	要求水準書 (工事編)	1-2	第1章 第1節 7 3) ② 灰溶融炉停止期間	最近の社会情勢に見られる、資機材の納期遅延などが要因となり15カ月を超えた場合は、不可抗力として受注者の責とならないと考えてよろしいでしょうか。	受注者より納期遅延の要因、範囲及び代替策の有無等の報告を受けた後、建設工事請負契約書等に基づき協議により決定します。
11	要求水準書 (工事編)	1-23	第1章 第2節 8 騒音	「機器側における騒音が約80dB(騒音源より1mの位置において)を超える・・・減音対策を施すこと」とありますが、既存装置と同様の対策を施すものと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、個別に実施設計図書や施工承諾申請図書を基に協議するものとします。
12	要求水準書 (工事編)	1-23	第1章 第2節 8 安全衛生管理	「非管理区域には管理区域を通過せずに往来できる動線を確保すること」とありますが、現状の管理区域の通りでよいと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、個別に実施設計図書や施工承諾申請図書を基に協議するものとします。
13	要求水準書 (工事編)	1-26	第1章 第5節 1 1) 試運転	基幹改良工事では3年間に亘り機器の更新が不連続で行われるため、施設一体としての工事完了の区切りがありませんので、試運転は機器更新後に各機器単体で行うことよろしいでしょうか。	試運転は機器更新後に各機器単体で行うことを可としますが、詳細は試運転実施要領書に基づき決定します。
14	要求水準書 (工事編)	1-28	第1章 第6節 2 4) 引渡性能試験	P1-27に記載の焼却施設ごみ処理、リサイクルプラザ、リサイクルセンターのごみ処理能力などの性能保証事項について、引渡	各施設同時の実施も可としますが、要求水準書記載のとおり焼却施設は全炉同時運転、リサイクルプラザ及びリサイクルセンターは全系列同時運転により実施ください。

				性能試験は工事が一通り完了する令和8年3月に各施設一斉に実施すればよろしいでしょうか。また、例外として灰溶融炉設備廻りを一通り更新し終えた場合は、その時点で灰溶融炉の引渡性能試験のみを行うことも考えてよろしいでしょうか。	また、灰溶融炉については焼却施設の一部であるため、焼却炉、灰溶融炉全炉同時運転により性能試験を実施し、出来形検査を受けていただくこととなります。なお、灰溶融炉の排ガスは焼却施設を経由することから、焼却施設の排ガス性能保証事項も満たすものとします。
15	要求水準書 (工事編)	1-32	第1章 第9節 1 見積設計図書	「図面は開いて A3 版 2 つ折り製本とし、それぞれ別冊とすること」とありますが、これは落札者が決定した日以降に提出するものであり、今回提出する入札書類 第 11 号様式 見積設計図書には適用されないものとしてよろしいでしょうか。	見積設計図書は、入札参加者が入札前に提出する図書のため、今回提出する入札書類（第 11 号様式 見積設計図書）にも適用します。ただし、図面については、簡易製本（パイプファイル等）も可とします。
16	要求水準書 (工事編)	1-32	第1章 第9節 1 5) (3) 基幹的設備改良工事内容	C02 削減計画書の書類の一つに「(3)基幹的設備改良工事内容」という図書を提出することになっていますが、どのような内容を記載すべきなのかご教示願います。	特段の様式はありませんが、設備区分、機器名称、工事内容、交付金対象内外等が分かる一覧表を作成ください。 (廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル 令和3年4月改訂 表 I.2.3 も参考ください)
17	要求水準書 (工事編)	1-35	第1章 第9節 5 完成図書	パンフレット以外の施設案内ツール (DVD 等) は現状との理解でよろしいでしょうか。また更新の場合は見積掌握外との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	1-37	第1章 第12節	工事開始前に工事計画届出書の	設計・施工業務の工期開始は、2023 年（令和 5

	(工事編)		2 許認可申請	提出や一般廃棄物変更届出書等の提出要否確認等の事前協議など、官公庁用届出書類の協議が必要と考えますが、2023年1月より工事を開始するとした場合、その協議や申請審査期間(60日間など)を踏まえると、まだ落札者が決定していない時期から行う必要があると考えます。この対応について貴市のお考えをご教示願います。	年)1月で、令和4年度中は設計期間(届出関係の事前協議含む)、準備・仮設工事期間と想定しています。そのため、落札者決定前の事前協議は想定していません。
19	要求水準書 (工事編)	2-4	第2章 第1節 7 3) 機械基礎	機械基礎の健全性調査とありますが、目視確認を含めたコンクリート及び基礎ボルトの調査を想定しております。必要により、コンクリートはコア抜きによる圧縮強度試験又はシュミットハンマーによる強度推定。また、基礎ボルトは引張試験又は超音波試験によるボルト破断確認という理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は発注者と受注者の協議により決定します。
20	要求水準書 (工事編)	2-4	第2章 第1節 7 3) 基礎ボルト	基礎ボルトがメカニカルアンカーの場合、ボルトの健全性に関係なく打ち換えという考えでよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は発注者と受注者の協議により決定します。
21	要求水準書 (工事編)	2-6 等	【現設備仕様】	更新対象の機器は、【現設備仕様】に係わらず、既存機器の運転実績より支障のない範囲で容量	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は発注者と受注者の協議により決定します。

				を見直し、仕様の最適化を図ってもよろしいでしょうか。	
22	要求水準書 (工事編)	2-6 等	【工事内容】	部分更新でも全更新とした方が工地上効率的で合理的な場合、全更新としてもよろしいでしょうか。	原則として要求水準書どおりとしますが、要求性能を満たしたうえで、運営コストが増加することなく、工地上効率的かつ合理的な場合は、提案を可としますので提案書に明記してください。
23	要求水準書 (工事編)	2-8	第2章 第2節 4 4) (4) 特記事項	横行・走行レールの更新工事は7日以内とありますが、ごみクレーンは2基のため、横行レールの更新は交互に行うことが可能ですので、7日以内の制限はないものと考えてよろしいでしょうか。また、ごみクレーンの走行レールの更新工事は7日以上要するため、7日以内の制限を削除願います(P1-2 7 3) ①に記載の事項も同様です)	要求水準書に記載のとおりとしますが、工期の詳細は施工承諾申請図書や施工計画書を基に協議するものとし、7日を超えることに起因する外部委託等の処理費用が発生した場合については受注者の負担とします。
24	要求水準書 (工事編)	3-22 等	第3章 第7節 1 【工事内容】 4) (3)ほか12箇所	「機械基礎は健全性を確認の上、流用できるものとする。」とありますが、記載のある機器の選定基準をご教示ください。記載のある基礎以外にも機械基礎が存在しますが、健全性確認は記載のある機械基礎が対象と考えてよろしいでしょうか。	機械基礎の健全性確認については、第2章第1節7その他3)に記載の内容のとおりとします。第3章第7節1【工事内容】4) (3)ほかの記載内容は削除します。

25	要求水準書 (工事編)	3-22 等	第3章 第7節 1 【工事内容】 4) (3)ほか12箇所	重要機器の健全性調査の結果、基礎コンクリートが不合格となった場合、機械基礎の打ち替え、養生期間により工事工程に遅延が発生し、運転計画やその後の工事工程に支障が発生します。不合格に伴い発生する費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	原則として本工事の範囲内とします。ただし、要求水準書第1章第3節1項に記載の範囲を超える場合は工事請負契約約款第19条に基づき対応します。
26	要求水準書 (工事編)	6-3	第6章 4 脱臭装置	本装置は部分更新であり、本体は既存をそのまま使用しますので、機械基礎の健全性の確認は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書 (運営編)	15	第1章 第4節 5 契約期間満了時	事業期間終了時、本施設は廃止予定とありますので、現時点における補修計画は廃止を前提に作成したものです。仮に貴市が施設の延長使用を決めた場合には、決定した時期から事業期間満了まで、廃止前提ではない状態で施設を維持するため補修費を見直す必要がありますので、継続使用に必要な補修費を別途追加いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



28	要求水準書 (運営編)	15	第1章 第4節 5 契約期間満了時	「受注者は、運営期間満了の約3年前に市からの確認・・・」と記載がありますが、この意図についてご教示願います。	当該報告は運営期間満了後の施設整備方針の検討材料とするためのものです。
29	要求水準書 (添付資料)	全般	工事範囲	要求水準書の基幹的設備改良工事編本文と添付資料にそれぞれ工事範囲が記載されていますが、本文と添付資料が示す工事範囲が異なっており、整合がとれない個所が散見されます(例えば、灰クレーン本文 P2-53 と添付資料 P76 の走行レールの更新記載の有無、薬品搬送ブロワ本文 P2-33 と添付資料 P40 の更新台数不一致)。また、添付資料では更新範囲が示されていない機器もあり不明確ですので、更新範囲を整理したく、改めて見直した添付資料と対比表を見積設計図書に添付してもよろしいでしょうか。本文は見直した添付資料の内容に合わせ修正し、整合を図ります。	ご質問の見直しも可とします。また、本編と添付資料の比較表を【別紙】に示します。別紙の優先資料に記載の資料を正としてください。
30	様式集	—	第13～15号様式	提案書の補足として資料を添付してもよろしいでしょうか。	補足資料の添付は不可とします。
31	様式集	—	第13-3号様式 1 (2) イ	設計・施工業務で使用する省資源化に配慮された製品とは、ブ	ご質問の内容も含めご提案ください。

			省資源化への取り組み	ルーシート、軍手、ノート、ボールペンなどグリーン購入法に適合した製品のことを指しているのでしょうか。	
32	様式集	-	第 17-1 号様式 事業費内訳書	共通仮設費、現場管理費、一般管理費といった諸経費の算出について、所定の諸経費計算表の添付がありませんが、任意に算出する事の理解でよろしいでしょうか。	任意ではなく、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（環境省）の別表 1（I 算定基準）等に基づき諸経費を算出ください。
33	落札者決定基準	3	2 2.2 基礎審査	基礎審査の確認結果を通知するとありますが、いつ頃、どのような方法で通知されるのでしょうか。	入札書類提出期日（9/22）後の 9 月末頃までに、入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知します。
34	基本契約書（案）	2	第 8 条 計算書類等の提出	計算書類及び事業報告等を毎年度提出する旨の記述がありますが、今回は SPC ではありませんので当該書類の提出は不要としてよろしいでしょうか。	SPC を設立しない場合は、当該書類の提出は不要です。
35	建設工事請負 仮契約書（案）	11	第 27 条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	5 項及び 6 項で価格に著しい変動を生じる急激なインフレ又はデフレーションの場合は請負代金の変更を請求できるとありますが、請求の基準は 1～4 項が適用されるのでしょうか。また入札の見積作成においては 7～8 月時点での価格を採用することになり、最近の社会情勢では請	（前段） 請負契約約款第 27 条第 5 項（単品スライド条項）及び第 6 項（インフレスライド条項）について、同条第 1 項～第 4 項（全体スライド条項）の基準は適用されません。 詳細は、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（平成 26 年 2 月栃木県）」 p. 2、3 を参照ください。

				負契約締結時には 1000 分の 15 を超えている可能性もあります。このような状況においても請負代金の変更を請求することは可能でしょうか。	(後段) 本条文によるものとします。
36	運營業務委託 契約書 (案)	鑑	契約保証金	履行保証保険を適用する場合、保証の額は入札説明書 7.2(2)に記載のあるとおり、年度運営費の 10 分の 1 以上とし、毎年度保険証券を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	運營業務委託 契約書 (案)	14	第 6 章 第 40 条 本施設の補修及び更新	更新計画範囲外で、設計の契約不適合及び建設工事施工の契約不適合によらない事象が発生した場合は、費用負担について協議とすることは可能でしょうか。	質問にある更新計画が工事範囲外なら質問のとおりですが、工事範囲内なら受注者の負担となります。
38	運營業務委託 契約書 (案)  入札説明書	14	第 6 章 第 40 条 本施設の補修及び更新  資料 2 リスク分担表 運営	基幹改良工事期間に予定されている機器更新の開始の前に故障が発生し、それが維持管理業務における補修及び更新の範囲を超える内容である場合は事業者の責にならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	運營業務委託 契約書 (案)	26	第 16 章 第 67 条 第 5 項 不可抗力	「…具体的な根拠を示した書面を提出することにより協議を申し入れることができる」とありますが、ここでいう書面とは例	条文に規定される内容が含まれていれば問題なく、特に定型様式はありません。

				えぼどのような書面を想定されておりますでしょうか。	
40	運營業務委託契約書（案）	45	別紙7 2 ③ 委託料の改定	電力の改訂は、「（基本料金は除く）」となっておりますが、基本料金単価に変動があった場合も改定の対象として頂けないでしょうか。	基本料金単価は別紙7の2. ④により改定します。
41	運營業務委託契約書（案）	45	別紙7 2 ④ 委託料の改定	「④上記以外」とは、その他の固定費・変動費の全ての項目を言うのでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	運營業務委託契約書（案）	45	別紙7 2 (1)(2) 委託料の改定	(1)(2)によって改訂された翌年度の実勢価格が急激な価格変動などにより改訂価格と大差が生じる場合、実勢価格を考慮して改訂価格の見直しを図って頂くことは可能でしょうか。	ご質問のような対応は困難です。原則として運營業務委託契約書（案）に記載のとおりとします。

※1 質問は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2 質問数に応じて行数を増やし、「No.」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No.」欄及び「頁」欄は、半角数字で記入すること。